

第8回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 平成30年8月17日（金）
開会13時20分 閉会14時18分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員（教育長職務代理者） | 上地 玲子 |
| 委員（教育長職務代理者） | 中島 義雄 |
| 委員 | 松田 欣也 |
| 委員 | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 田野 美佐 |
| 教育次長 | 村木 智幸 |
| 教育政策課 | 課長 中本 正行 |
| | 副課長 細川 誠 |
| | 総括主幹 間野 良一 |
| 財務課 | 課長 森下 慎 |
| 義務教育課 | 課長 石本 康一郎 |
| 保健体育課 | 課長 山本 圭司 |
- 4 傍聴の状況 0名
- 5 附議事項
(1) 平成31年度使用教科用図書採択について
- 6 協議事項
(1) 平成30年度9月補正予算協議額について
(2) 岡山県運動部活動の在り方に関する方針（案）について

7 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（１）は、教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生じるおそれがあることから、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とするよう発議する。なお、開かれた教科書採択の一層の推進のため、審議内容の概要については、採択結果と併せて、後日、ホームページで公表する。

また、協議事項（１）は、今後、議会との調整を要するものであるため、会議規則第１２条第１項第５号に該当するものとして、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

附議事項（１）及び協議事項（１）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

協議事項（２）岡山県運動部活動の在り方に関する方針（案）について

- ・保健体育課長から資料により一括説明

(委員)

文化部活動についてはどう取扱うのか。

(保健体育課長)

今年度末を目途に、文化庁から文化部活動の在り方に関するガイドラインが策定される予定であるが、それまでの間は、本県では文化部活動についても本方針に準じた取扱いとすることを考えている。

(委員)

今後、県立学校、市町村立学校が活動方針等を策定することだが、部活動顧問によって、運動部活動の内容や指導の在り方についての考えが異なると思う。学校間や学校の部活動間で取扱いがばらつくことのないよう、本方針をきちんと理解した上で策定するようにしてもらいたい。

(保健体育課長)

本方針において、校長は毎年度活動方針を策定すること、部活動顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出すること、さらに

校長は学校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することとしており、部活動顧問の個人的な思いだけで活動することのないようにしているが、学校として運動部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われるよう、本方針の内容をしっかりと周知してまいりたい。

(委員)

これからの運動部活動の目指す姿として、「科学的トレーニングの積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となること」とあるが、そのために県としてはどのようなサポートをするのか。

(保健体育課長)

科学的トレーニングの積極的な導入等により効果のあった県内外の好事例を収集し、部活動顧問等の研修会などで周知することを考えている。

(委員)

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものでなければならない。また、生徒が自ら目標や課題を設定するなどの自立した活動や、限られた活動時間で工夫して練習に取り組むためのサポートをするのが部活動顧問であるが、競技そのものを教えるタイプが多いと思うので、本方針の「運動部活動の位置付け」や「これからの運動部活動の在り方」を部活動顧問にきちんと理解してもらうことが重要である。

(保健体育課長)

委員ご指摘のとおり、部活動の中でも主体的・対話的で深い学びができるようにすることを目指しており、発想の転換が必要と考えている。そうしたこれからの運動部活動の在り方などを部活動顧問にも訴えかけてまいりたい。

(委員)

運動部活動を通して期待することとして、「体力の向上により、新体力テスト総合評価D及びEの生徒数の減少」とあるが、具体的にはどのようなことを行うのか。

(保健体育課長)

運動部活動によって、例えばバーンアウトしてしまう生徒がいることが問題視されており、運動が好きな生徒を増やすという視点も含めて運動部活動を行うことを期待しているものである。具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

(委員)

これからの運動部活動の目指す姿として、「生徒の豊かなスポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とすること」とあるが、「知・徳・体」の基礎となるべき「食」は入れないのか。

(保健体育課長)

検討したい。

(委員)

本方針では「子供」を漢字で表記しているが、正しいのか。

(保健体育課長)

確認したい。

(委員)

「障害」を「障がい」と表記することもあるため、県の方針としてどちらが適切か確認してもらいたい。

(保健体育課長)

確認したい。

(委員)

「生徒の潜在的なスポーツニーズ」という表現があるが、何のことか分かりにくいので、説明文を入れてはどうか。

(保健体育課長)

検討したい。

(委員全員)

了承

附議事項（１）平成３１年度使用教科用図書採択について

- ・義務教育課長から資料により一括説明

(教育長)

これより採決に入る。議第１７号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙手

(教育長)

全会一致により、議第１７号は原案のとおり決した。

以下、非公開のため省略。

閉会